

## 犬山市民俗文化財復旧再開事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が地域風土に根差した暮らしを取り戻し、伝統行事等を地域資源として保護活用するための礎を築くため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第182条の規定に基づき、伝統行事等のうち、維持が困難となり休止の状態が続いているもの（以下「休止伝統行事等」という。）の復旧（元来の姿を回復させることをいう。以下同じ。）及び再開を行い、その継承を図る団体（以下「復旧団体」という。）に対して交付する犬山市民俗文化財復旧再開事業補助金（以下「補助金」という。）について、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「伝統行事等」とは、市内で継続的に行われる行事のうち、伝統性が濃厚であり、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 文化財保護法第2条第1項第3号に規定する民俗文化財のうち、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及び民俗技術

(2) 前号に準ずるものとして市長が定めるもの

(交付対象行事等)

第3条 補助金の交付の対象となる休止伝統行事等は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地域の伝統行事等として当該地域の住民に認識され、かつて継続的に行われていたことが明らかなもの

(2) 将来にわたり地域の伝統行事等として当該地域の住民によって継続的に行うための措置が講じられているもの

(3) 歴史的、文化的又は景観的な価値があると認められるもの

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 休止伝統行事等の復旧再開に伴う用具等の保存修理事業又は復元新調事業
- (2) 休止伝統行事等の復旧再開時及び以後の後継者育成事業

2 補助事業は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 必要性及び効果が認められる事業であること。
- (2) 補助金の交付申請時において、復旧団体における事業に必要な財源が確保されていること。
- (3) 補助金の交付申請の日の属する年度の末日までに完了することが確実であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業の種類	補助金の額
休止伝統行事等の復旧再開に伴う用具等の保存修理事業又は復元新調事業	補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額。ただし、50万円を限度とする。
休止伝統行事等の復旧再開時及び以後の後継者育成事業	補助対象経費の額。ただし、3万円を限度とする。

(財産の処分の制限)

第7条 復旧団体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。